

令和元年度事業計画（案）

I. はじめに

（司法書士の使命）

第1条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

第198回国会において司法書士法一部改正法案が成立し、「使命規定」が創出される予定である（4/12 参議院本会議通過）。これは、これまで国民の権利擁護と公正な社会の実現に深く関わってきた司法書士の活動が認められ、国民からの司法書士に対する負託が明確にされたものである。具体的には、司法過疎地解消や、社会的・経済的弱者の救済、災害復興支援、さらには簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見その他財産管理業務などへの積極的な取り組みが評価されたものである。

新たな元号となり、民事基本法制の見直しや行政・裁判手続等のIT化など国民の社会生活に影響を与える新たな施策・制度が実施予定である。私たち司法書士は、これらの動きに迅速かつ適切に対応するとともに、使命を自覚し実践することで社会の信頼と期待に応え、国民に最も身近な法律家という司法書士像を確立しなければならない。

II. 司法書士を取り巻く状況

1. 司法書士法改正等について

司法書士法の一部が以下のとおり改正される。

- ① 司法書士の使命に関する規定の新設
- ② 社員が一人の司法書士法人の設立等の許容
- ③ 懲戒手続に関する規定の見直し
- ④ 除斥期間

上記4項目は、司法書士制度の基盤を確認・強化するものであるが、言うまでもなく司法書士制度は、国民のために存するのであり、国民のための司法書士であるためには、専門家としての使命と倫理を保持しつつ職責を全うし、常に高い執務レベルを維持しなければならない。昨年の日司連定時総会において連合会会則及び日司連会員研修規則が改正され、研修の必要性が再確認されている。

2. 所有者不明土地問題について

政府が最重要課題の一つとして位置付けている所有者不明土地問題については、その大きな原因のひとつとして相続登記未了問題があることから、昨年「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が施行するなど、相続登記の推進がますます重要視されている。

この問題に対しては、登記制度を担ってきた我々自身の課題であると認識し、会としても会員の積極的な取り組みを推進し、問題解決に向けてしっかりと対応する責務がある。

3. 民法改正等について

一昨年の債権法に引き続き、昨年は相続法が改正され、一部（自筆証書遺言の方式緩和）がすでに施行されている。7月施行予定の遺産分割や遺留分制度等の見直し、配偶者居住権の新設はどれも国民生活に及ぼす影響は大きいものがある。

さらに、相続に関連して、「所有権放棄等の所有者が土地を手放すための仕組み」、「相続登記手続・長期間放置されている登記の抹消手続・時効取得を原因とする登記手続等の簡略化」「財産管理制度のあり方」、「登記簿と戸籍等との連携による所有者情報を円滑に把握する仕組み」など民事基本法制の見直しが来年度に予定されている。

司法書士一人ひとりが、これら法改正や相続に関する新しい制度に精通し、市民の法的需要にしっかりと応えられるように、研修や情報提供を積極的に行い、会としての準備をしていく。

4. IT等への対応について

AI技術の急速な進化は、業務の多くの部分を自動化し140年以上の司法書士制度を革命するインパクトがある。これらをチャンスとして活用し、常に時代の変化に対応し進化してきた司法書士制度の発展に挑んでいく必要がある。

一方、「資格者代理人方式」と呼ばれる新たな不動産登記申請方式については、日司連と法務省の協議が続いている。導入時期の見通しがつかないものの、IT化の流れから完全オンライン申請に向けた制度導入は不可避であることから注意して情報を収集していく。

また、今年度は、裁判手続等のIT化に向けた民事訴訟法の改正が法制審議会で審議される予定であり、その動向も注視していく。

以上をふまえ、当会は、今年度の事業計画として、重点事業並びに個別的な事業計画を以下のとおり策定する。

【事業計画の具体的推進】

- 重点第1. 市民への法的サービスの拡充
- 重点第2. 超高齢社会に対応する法的サービスの拡充
- 重点第3. 法改正・制度改革への対応

第1. 重点事業

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

[相談事業部・企画部・広報部]

1. 法律相談の充実

- (1) 沖縄県や市町村が開催する多重債務等相談会へ相談員を派遣する。
- (2) 「なは司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日）、「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第3水曜日）、所属相談員による無料の面談法律相談を実施する。
- (3) 行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談」（那覇中央郵便局・那覇市小禄支所）に毎月一回、同事務所主催による特設「一日合同行政相談」に、それぞれ、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (4) 市町村や社会福祉協議会等の公的機関が継続的に開催する相談会に相談員を派遣、または紹介する。
- (5) 紹介依頼に対し、最寄りの会員等を紹介する。
- (6) 司法書士総合相談センター所属相談員による、離島からの無料電話法律相談を常設する。また、相談の利用を促進するため、離島の地方自治体への広報を工夫する。
- (7) 法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」等の相談会へ会員を派遣する。
- (8) 連合会から要請のある相談会、その他各種相談会を実施する。
 - ア 9月「高齢者・障害者のための成年後見相談会」
 - イ 10月法の日週間における「司法書士法律相談」
 - ウ 2月「相続登記相談」（特設会場を設置した相談会や講演会の開催）
 - エ 司法過疎地域における相談会
 - オ その他の相談会
- (9) 沖縄県等の自殺対策事業に協力する。
- (10) 消費者庁の消費者月間に協力する。
- (11) 司法書士総合相談センターの充実とさらなる相談員の養成、拡充に取り組む。特に新入会員等に対しては、相談技法向上の為、同席研修を奨励する。

- (12) 司法書士総合相談センターの事業運営の充実及び広報に注力する。
- (13) 全国のADR調停センターの動向を確認の上、組織面、運用面から沖縄における認証の必要性の有無について検討する。
- (14) その他、市民への法的サービスの拡充に繋がる相談会を開催する。

2. 社会貢献活動・権利擁護事業

司法書士の社会貢献活動を推進し、他団体と連携しながらさまざまな社会問題に積極的に対応する。

- (1) 沖縄士業ネットワーク協議会が主催する「よろず相談会」へ相談員を派遣する。
- (2) 那覇市、豊見城市及び糸満市と沖縄士業ネットワーク協議会とが締結した「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく要請があれば、相談員を派遣する。
- (3) その他の社会貢献活動・権利擁護事業

3. 講師派遣

- (1) 消費者教育の一環として、県内高等学校へ講師を派遣する。
- (2) 県内各団体等から要請があれば、会員を講師として派遣する。
- (3) 会員講師養成及び人材育成に努める。

重点第2. 超高齢社会に対応する法的サービスの拡充

[企画部・研修部・
広報部・相談事業部]

涉外登記マニュアル本を用いた涉外相続登記に関する研修会を開催し、会員に涉外登記に関する情報提供して相続登記を推進する。

また、2月の「相続登記はお済みですか月間」や講演会・相談会などを実施し、法務局と連携して相続登記を推進する。同時に信託業務を含めた財産管理や財産承継など、相続に係る業務を司法書士業務として普及推進する。

さらに、事業承継問題に関しても、会社の登記のみならず贈与・遺言、信託等幅広い法的サービスを提供して、経営者をサポートする。

重点第3. 法改正・制度改革への対応

[企画部・研修部・総務部]

民法改正や相続に関する新しい制度及び登記・裁判手続IT化について情報を収集し、研修や情報提供を積極的に行う。

第2. 個別事業

1. 研修制度の充実

[研修部・企画部]

1. 会員研修

(1) 集合研修

ア 倫理に関する研修

イ 新法・改正法に関する研修

法改正の動向を注視し、必要な研修を行う。

ウ 不動産登記に関する研修

エ 商業・法人登記に関する研修

オ 裁判実務に関する研修

今年度も昨年度に引き続き、裁判実務に関する研修を一年を通し連続して行なう。

また、日司連がすすめる交通事故事件受託体制の整備にこたえるべく、当面交通事故に関する相談を一通り完遂できる知識を身につけ、更には物損事故事件を単独で適切に処理できることを目標に、日司連と協力して交通事故事件について研修に取り組む。

カ 財産管理業務に関する研修

キ 信託に関する研修

信託に関する業務は、今後も司法書士にとって重要なものとなると考え、民事信託研究委員会が主催し、実務に活かせる研修を実施する。

ク 渉外登記に関する研修

渉外業務も積極的に受託できるよう渉外登記特別委員会の作成したマニュアル本を活用し、渉外不動産・商業登記に関する研修を行う。

ケ その他実務に関する研修

沖縄県会は自前で研修会場を持っており、他県会に比べて研修の開催決定に関して自由度が高いことから、日司連の講師派遣を今後とも積極的に利用する。

(2) ゼミ形式の研修

一方的に講義を聴くだけの研修ではなく、能動的に会員が参加できる形式の研修を目指す。

(3) 支部研修会

支部主催の研修を奨励する。

(4) 連合会主催研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

- イ 特定分野研修会
- ウ 法令一斉研修会
- エ 日司連中央研修所新人研修会
- (5) 九州ブロック会員研修会への参加を奨励する。
 - ア 令和元年8月31日 九州ブロック会員研修会（於；くまもと県民交流館パレア（仮））
 - イ 九州ブロック新人研修会

2. 新入会員研修会

- (1) 新入会員配属研修
- (2) 新入会員一般研修会
日司連、九州ブロックの新人研修会と整合性の取れた研修会を開催する。
- (3) 新入会員研修プログラム
日司連が企画する新入会員向け研修会に取り組む。

3. 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し各種研修会を開催する。

4. 補助者研修会

- (1) 補助者教養研修会
- (2) 補助者業務研修会

5. 研修会への派遣

日司連及び日司連中央研修所主催の研修会へ適宜、会員を派遣し情報提供を行う。

6. 本年度の検討課題

- (1) 倫理研修の強化に取り組む。
- (2) 研修取得単位を向上させるため工夫する。
 - e ラーニングの活用や会員が興味のある研修を企画し、会員が年間12単位以上取得できるように工夫する。
- (3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。
- (4) 離島及び北部支部の会員を対象とした、インターネットを利用した研修の充実を図る。

2. 業務の改善

〔企画部・相談事業部・研修部・総務部〕

1. 会員の執務に対しての対応

- (1) 司法書士倫理に関する研修会を開催する。
- (2) 日司連年次制研修会の積極的受講及び不参加者への対策を強化する。
- (3) 「多重債務事件処理の手引」を改訂する。
- (4) 会員紹介依頼の対応を円滑化する。

2. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

3. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、全面的に同支部を支援する。

3. 組織の充実強化

[広報部・共済委員会・総務部・経理部・研修部・企画部]

1. 支部長会の充実

各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。

2. 会員への情報提供

- (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。
- (2) 新しいホームページを活用し、研修資料や業務で活用できる資料等への会員からのアクセスを容易にして、ペーパーレス化を更に進める。
- (3) 毎月1回、会務情報紙を発行する。

3. 共済制度の検討

4. 事務局の強化、会務の電算化、情報提供方法のIT化を積極的に推し進める

5. 政治連盟, 成年後見センター・リーガルサポート, 青年の会との協議, 情報交換

6. 規則等の改善の検討

7. 財政基盤の強化

- (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立金の着実な履行
- (2) 会費自動振替の促進

4. 執務環境の改善

[非司排除委員会・総務部]

1. 非司排除活動

司法書士法に違反する事実の有無について各支部協力のもと実態調査を行う。

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調，連携する。

5. 広報活動

[広報部]

1. 広報的相談活動の実施

(1) 相続登記はお済みですか月間

広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし，論壇を投稿する。
実施期間中は，会員事務所において無料相談を実施する。

(2) 役員変更登記はお済みですか月間

広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし，論壇を投稿する。
実施期間中は，会員事務所において無料相談を実施する。

(3) 司法書士の日無料法律相談の実施

8月3日の「司法書士の日」に各会員の事務所において，無料法律相談を実施する。広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし，論壇を投稿する。

(4) 法の日司法書士無料法律相談会

各支部協力のもと，支部毎に無料法律相談会を実施する。広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし，論壇を投稿する。

2. 会報の発行

3. 広報活動の拡充